

徳島県告示第七百六十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四六〇号	魚かす粉末	七二〇魚かす	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一〇・〇	該当なし	株式会社エヌ・シー・コーポレーション 板野郡松茂町中喜菜字福有開拓二〇八番 地一五	令和九年十二月一日